平成２２年（フ）第９１１号
広島市東区馬木２丁目566番地１　303
債務者　杣　　治郎
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９４号
広島市東区馬木２丁目566番地１　303
債務者　杣　　博江
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９０５号
広島市南区東雲２丁目10番27―201号
債務者　熊本　俊二
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２号
広島市西区己斐本町２丁目21番16―104号
債務者　吉田　達夫
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３９号
香川県高松市東山崎町514番地市営住宅水田北団地Ｅ―18号
債務者　宮崎　博光
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２号
香川県高松市扇町１丁目６番６号
債務者　土居美智子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７１号
香川県三豊市豊中町上高野2776番地９
債務者　藤村　慰子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第２２９１号
福岡市博多区西月隈５丁目14番16号
債務者　永木志津代（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５８８号
福岡県大野城市月の浦３丁目２番10―405号ステラ月の浦Ｃ棟
債務者　尾方　直子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６４８号
福岡市南区塩原４丁目６番21―108号
債務者　砂田　和子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６６９号
福岡市城南区梅林１丁目21番５号
債務者　古賀美代子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６８３号
福岡市城南区神松寺１丁目16番10―106号
債務者　白石　英一
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９０６号
福岡市西区橋本２丁目13番６号、住民票上の住所福岡市南区向新町２丁目４番10―303号
債務者　石内　　明
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９４９号
福岡市東区和白丘３丁目12番８―103号
債務者　平野　雄基
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９６７号
福岡県太宰府市大佐野３丁目13番30号古川第２コーポ101号
債務者　佐野　昌之
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９７４号
福岡市南区大橋４丁目21番19号
債務者　神崎　一樹
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９８４号
福岡県大野城市大城５丁目７番20号
債務者　小田　純子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９９５号
福岡市博多区空港前３丁目18番２―201号
債務者　奥野　利広
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部